# 地球環境の保全に向けて自治体としての責務と目標を具体化「豊島区庁内地球温暖化対策実行計画」を策定

豊島区は、3月30日、「豊島区庁内地球温暖化対策実行計画」を策定した。

同計画は、地球温暖化防止京都会議(COP3)を契機に制定され昨年4月に施行された「地球温暖化対策推進法」が地方公共団体に策定を義務づけているもので、各団体の事務事業に関して温室効果ガスの排出を抑制するなど、地球環境を保全するための具体的取り組みを定める実行計画である。

豊島区は、池袋を中心に商業・業務機能が集積しているため、自動車交通による大気汚染、廃棄物排出量の増大、緑の保全など、都市生活型の環境課題を抱えている。また、地球温暖化の原因として指摘されているエネルギーの消費量や二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量も多い。このため、区では平成9年3月に総合的な環境行政の指針として「豊島区環境管理計画」を策定するとともに、その中で区民、事業者、行政がそれぞれに取り組むべき「環境配慮指針」を示し、その普及に努めてきた。庁内でも、平成8年11月から「庁内リサイクル推進会議」を設置し、紙の使用量の削減、ごみの減量とリサイクル、電気・水道使用量の削減など、全庁的な取り組みを推進してきた。

今回策定した「豊島区庁内地球温暖化対策実行計画」は、これまでの取り組みの上に立ち、地球温暖化対策という視点から、基礎的自治体としての豊島区自身の責務と目標を具体的に示したものである。

同計画の期間は、平成12年度からの5年間。この間に区の事業活動による温室効果ガスの総排出量を5%削減することを主な目標としている。また、全職員が日常的に取り組む具体的な76の実行項目を体系的に定めている。さらに、計画の推進にあたっては、「庁内地球温暖化対策推進会議」を設置するとともに、計画、実行、点検、見直しといういわゆる「環境マネジメントシステム」を採用し、進捗状況、点検・評価の結果については毎年度公表する。

問い合わせ先:都市整備部環境保全課

# 豊島区庁内地球温暖化対策実行計画の策定について

豊島区は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「豊島区庁内地球温暖化対策実行計画」を策定しましたので、お知らせします。

本計画は、区が、大規模な事業者・消費者の立場から、物品の購入・使用、建築物の設計・建築・ 維持管理、その他の事務・事業の実施に際し、温室効果ガスの排出の抑制等の環境保全に向けた措 置等を定め、区の全組織を挙げてこれに取り組むことにより、地球温暖化対策を推進することを目 的として策定したものです。

# = 本計画の要旨=

- 1 平成12年度からの5年間の計画期間中に、次の目標を達成します。
  - ① 温室効果ガスの総排出量を5%削減します。
  - ② 電気、都市ガス、水道、用紙類の使用量も5%、廃棄物の排出量は10%削減します。
- 2 目標を達成するために、次に示す事項を定めました。
  - ① 全庁的な計画推進組織として、「庁内地球温暖化対策推進会議」を設置しました。 本会議では、全庁的な取組状況や数量的目票の達成状況を毎年把握し、計画の進捗状況を 総合的に点検・評価(内部監査)していききます。
  - ② 各職場に「地球温暖化対策推進員」及び「同サブ推進員」を置き、中心となって本計画の 取組を推進していきます。
  - ③ 全職員が日常的に取り組むべき具体的な行動として、76の実行項目を定めました。
  - ④ 76 の実行項目については、チェックリストにより各職場毎の取り組み状況を毎年度チェックしていきます。
- 3 本計画の対象範囲は、本庁の他に、出先機関、区立小・中学校、外郭団体等、区のほぼすべての組織及び施設を網羅しています。
- 4 本計画の推進手法は、環境マネジメントシステム(計画、実行、点検、見直し)の考え方を踏 襲しています。

# [計画の概要]

#### 1 計画の意義

本実行計画を実施することにより、次のような効果が期待できる。

- ① 地域における温室効果ガスの排出抑制に寄与できる。
- ② 本区が再生紙など環境配慮型の製品を率先して購入 (グリーン購入) することで、政府や他 の自治体との取組と相まって、環境配慮型製品の流通ルートや市場の形成等が期待できる。
- ③ 電気、ガス、水道の使用量、庁有車のガソリン・軽油等燃料の使用量を削減するとともに、 廃棄物の発生を抑制し、リサイクルを推進することで、事務・事業経費の削減につながる。

[問い合わせ先]

都市整備部 環境保全課 茂木(もてぎ)、鈴木 (3981) 1111 内線 2830、2836

# 2 計画の目的及び期間

計画の目的は、本区の事務及び事業を実施する際に、温室効果ガス排出を抑制するなどにより、地球温暖化対策を推進することである。

計画の期間は、平成12年度から平成16年度までの5か年である。

この計画期間において、平成 10 年度の実績数値を基準として設定した温室効果ガス総排出量 等の削減目標を達成していく。

### 3 取組の内容

本区では、温室効果ガスの排出抑制等の取組措置を「庁内地球温暖化対策取組項目」としてま とめた。

その内容は、地球温暖化を防止するための取組項目を、つぎの5つの柱(大項目)と19の取組項目(中項目)に整理し、さらに中項目の内容を、より具体的な76の実行項目(小項目)に分類した。

- ① 省資源及び資源の有効利用の推進
- ② 省エネルギー及びエネルギーの有効利用の推進
- ③ 廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進
- ④ 環境汚染の防止
- ⑤ 区有建築物の建設等に関する配慮

# 4 達成すべき目標

本計画では、温室効果ガスの総排出量等の削減目標を、以下の表のとおり設定した。

温室効果ガス総排出量等の削減目標

取組項目	数量的目標
温室効果ガス総排出量の削減	現状より5%以上削減する。
電気使用量の削減	現状より5%以上削減する。
都市ガス使用量の削減	現状より5%以上削減する。
水道使用量の削減	現状より5%以上削減する。
ガソリン、軽油等燃料使用量の削減	現状より5%以上削減する。
用紙類の使用(購入)量の削減	現状より5%以上削減する。
用紙類の古紙配合率の向上	全体として70%以上に高める。
廃棄物の排出量の削減	現状より10%以上削減する。
リサイクル率の向上	現状より5%以上高める。

(現状とは、平成10年度の実績数値である。)

なお、平成10年度の本区の事務・事業活動に伴う温室効果ガスの総排出量は、<u>13,932</u> トン(二酸化炭素換算)であり、豊島区職員一人当たりでは<u>約3.9トン(二酸化炭素換算)</u>の 排出量になる。

# 5 計画の推進・点検等

#### (推進体制)

この計画を推進していくため、「庁内地球温暖化対策推進会議」を設置した。この会議では、 毎年度全庁的な取組状況や目標の達成状況などを把握し、これを点検・評価して取組内容の改善 を図っていく。

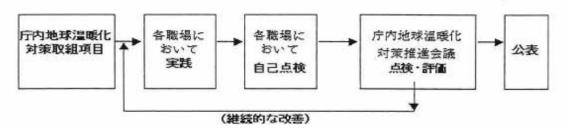
また、各職場単位に、中心となって取組を推進する推進員等を任命し、全組織を挙げて取組を推進していく。

#### (推進手法)

- ① 本区の全職員が自らの業務を行う中で、日常的に「庁内地球温暖化対策取組項目」を実践し、 環境負荷を低減していく。
- ② 各職場における推進員等は、「庁内地球温暖化対策取組チェックリスト」、「温室効果ガス排出量調査票」及び「用紙等使用量調査票」に基づき、前年度の実績数値等を記帳、集計し、職場単位で自己点検を実施し、その結果を庁内地球温暖化対策推進会議に報告する。
- ③ 庁内地球温暖化推進会議では、毎年度各職場の取組状況等を総合的に点検・評価(内部監査) し、その結果等について公表していく。

また、必要に応じて、計画全体の仕組みや目標等について、見直しを行う。

### [計画推進のフロー図]



## 6 職員に対する情報提供、研修等

計画の目標を着実に達成していきためには、職員一人ひとりが環境問題に関する情報や知識を 有するとともに、意識改革を図っていくことが不可欠である。

そのため、職員に対し適切な情報提供や研修等を実施していく。

#### 7 公 表

この計画の策定状況や取組状況などについては、広報としま、豊島区ホームページ、クリーン スカイ (環境情報システム) などを活用して、公表していく。

また、この計画は、区民・事業者が自主的に温室効果ガスの排出抑制や環境負荷の低減に向けた取組を進める上でも参考にしてもらうため、活用を希望する方には配布する予定である。